

NPO 法人日本臨床心理カウンセリング協会 「臨床会員 倫理綱領」

NPO 法人日本臨床心理カウンセリング協会
資格審査委員会

NPO 法人日本臨床心理カウンセリング協会（以下「JACC」と言う）が認定するカウンセラー資格を取得すると自動的に臨床会員として JACC の所属となります。この臨床会員倫理規定は、臨床会員として所属する者が心理カウンセリングや各種心理療法の知識、技術を提供するにあたり、その専門的サービスを利用する人々の人権、自己決定権を守り、専門的サービスの質を保つことを目的として定めています。

第1条 臨床会員は、心理カウンセリングを提供するにあたって、相談者の人権、自己決定権を尊重し、相談者本人のとの同意に基づいて心理カウンセリングを行う。

第2条 臨床会員は、心理カウンセリングを提供する際に、相談者からの信頼や依存心を不当に利用しないように留意し、自らの影響力や私的欲求を常に自覚しながら心理カウンセリングに臨む。そのために、心理カウンセリングは職業的関係の中で行い、相談者または関係者との間に私的関係を持たないことを原則とする。

第3条 臨床会員は、心理カウンセリングの中で知り得た事柄について、専門家としての判断のもとに必要と認めた内容以外について、秘匿する義務がある。また、事例や研究の公表に際して特定個人の資料を用いる場合には、相談者のプライバシーを保護するよう努める。

第4条 臨床会員は、その専門的サービスの質を高めるために、常にその技術、知識の研鑽に努める。

第5条 臨床会員は、自らの専門性と限界を十分に認識し、必要に応じて他の臨床会員や関連する諸領域の専門家と適切に連携することが望まれる。

第6条 臨床会員は、その心理学的知識や専門的意見を公開する場合、公開者の権威や公開内容について誇張がないようにし、公正を期する。特に商業的な宣伝や広告を行う場合は、その社会的影響について責任を持ち、宣伝広告の情報をもとに利用者が公正で適切な選択が出来るよう努める。

以 上